

医科点数表第2章第10部手術の通則第5号及び第6号に掲げる手術件数（2025年1月～12月）

区分	分類手術	件数
区分1	ア) 頭蓋内腫瘍摘出術等	2
	イ) 黄斑下手術等	234
	ウ) 鼓室形成手術等	0
	工) 肺悪性腫瘍手術等	29
	オ) 経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	127
区分2	ア) 鞣帯断裂形成手術等	22
	イ) 水頭症手術等	0
	ウ) 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
	工) 尿道形成手術等	0
	オ) 角膜移植術	0
	カ) 肝切除術等	25
	キ) 子宮附属器悪性腫瘍手術等	0
区分3	ア) 上顎骨形成術等	0
	イ) 上顎骨悪性腫瘍手術等	0
	ウ) パセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
	工) 母指化手術等	0
	オ) 内反足手術等	0
	カ) 食道切除再建術等	0
	キ) 同種死体腎移植術等	0
区分4	区分4該当手術	406
その他	ア) 人工関節置換術及び人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）	445
	イ) 乳児外科施設基準対象手術（1歳未満の乳児に対する手術）	0
	ウ) ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	36
	工) 冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0
	オ) 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥疊切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	131